

平成 19 年(行ク)第 343 号 緊急命令申立事件
(基本事件 平成 19 年(行ウ)第 422 号 不当労働行為救済命令取消請求事件)
決 定

申 立 人 中央労働委員会
申立人補助参加人 JR 北海道労働組合
被 申 立 人 北海道旅客鉄道株式会社

主文

1 被申立人は、被申立人を原告、国を被告とする当庁平成 19 年(行ウ)第 422 号不当労働行為救済命令取消請求事件の判決の確定に至るまで、申立人が平成 18 年(不再)第 2 号事件について発した平成 19 年 4 月 4 日付け命令の主文第 I 項 1 に従い、平成 15 年 3 月 31 日付けで北海道鉄道産業労働組合との間で締結した「労使間の取扱いに関する協約」と同内容の協約の締結を求める申立人補助参加人との団体交渉において、申立人補助参加人が掲出・発行した掲不物等の表現等に関し、解釈・認識を一致させなければ同協約を締結しないという態度に固執することなく、誠実に交渉しなければならない。

2 申立費用(補助参加費用を含む。)は被申立人の負担とする。

理 由

1 本件申立ての趣旨及び理由

別紙記載のとおり

2 救済命令の適法性について

申立人が平成 18 年(不再)第 2 号事件について発した平成 19 年 4 月 4 日付け命令(以下「本件命令」という。)は、申立人補助参加人から申し入れられた新たな労働協約の締結に係る団体交渉における被申立人の対応が、申立人補助参加人の掲示物等の表現等に関する解釈・認識が一致しない限り同協約を締結しないという態度に固執したものであり、同協約の締結に関する団体交渉を誠実に行ったものとみることができず、不当労働行為であると判断し、主文 1 記載の内容等を命じたものである。

記録によれば、現時点において、本件命令の適法性に疑義があると認めることはできない。

3 緊急命令の必要性について

記録によれば、本件命令が発せられ、被申立人に交付された後も、被申立人は本件命令を履行せず、これを任意に履行しようとする意思もないこと、そのため申立人補助参加人は未だ労使間協約を締結できないでいること、申立人補助参加人が結成されて以後、申立人補助参加人が労使間協約を締結することができないという状況にあることへの不安等から、相当数の組合員が申立人補助参加人から脱退する等の事態が生じていることが一応認められるから、本件命令主文第 I 項 1(本決定主文 1)について、緊急命令の必要性があるというべきである。

この点、被申立人は、申立人補助参加人からの脱退者には退職による脱退者等が含まれているほか、その脱退は各組合のオルグ活動や他の労働組合との力関係等の要素にもよるから、単に脱退者数が多いという理由で緊急命令の必要性があるとはいえないと主張する。

しかし、被申立人が新たな労働協約の締結に関する団体交渉に誠実に応じないことから、申立人補助参加人が労使間協約を締結することができない状況にあること、そして、そのことが申立人補助参加人の組合員に不安を生じさせ、その脱退につながっていることは前記疎明された事実のとおりであるから、被申立人の主張は失当である。

4 以上によれば、本件申立ては理由があるから、本件命令主文第Ⅰ項1について緊急命令を発することとし、主文のとおり決定する。

平成21年2月5日

東京地方裁判所民事第19部